

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

237
05/7/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリュエーネ102号
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org
編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

史上初の非核地帯条約
加盟国会議: メキシコシティ

挑戦 交錯する意欲と慎重さ 南半球非核化への道を探る

去る4月26日～28日、「非核兵器地帯条約加盟国・署名国会議」がメキシコシティで開催された。史上初めてのこの種の条約国会議であり、将来に向けて大きな一歩を記した。今後とも会議を重ねることを求める政府代表の発言が相次いだ。したがって、この会議が「第1回非核地帯条約加盟国・署名国会議」と将来呼ばれることになるだろう。一方で、克服されるべき将来の困難も垣間見えた。会議の2日目には、並行行事として「市民社会フォーラム」が開催され、3日目の本会議に報告された。会議は宣言を採択するとともに今後の相互協力の内容や仕組みについて協議した。

参加国と目的

トラテロコ条約(中央・南アメリカ)、ラロトンガ条約(南太平洋)、バンコク条約(東南アジア)の3つの発効済みの条約の加盟国、締結されたが未発効のペリンダバ条約(アフリカ)の署名国、及び国連総会決議において一国の非核地位を認知されたモンゴルの107か国が対象となる国家間国際会議である。その他、これらの条約の議定書に参加する核兵器国やNPT加盟国など多くの国、NGOなどがオブザーバーとして招待された。公表された参加国名簿によると、対象国から54か国、オブザーバー国37か国、5国際機関(IAEA、アフリカ機構など)が参加した。日本からのNGOとして、平和市長会議、被団協、原水協、ピースデポが参加した。

会議の目的を、採択された決議文は次のように述べている。「NPTに関する会議の機会をとらえて、非核地帯を確立したトラテロコ条約(1967)、ラロトンガ条約(1995)、バンコク条約(1995)、及びペリンダバ条約(1996)の加盟国及び署名国、そしてモンゴルが、非核地帯体制を強化し核

軍縮と核不拡散に貢献する目的をもって、また、とりわけ、核兵器のない世界という普遍的な目標達成に貢献しうる協力方法を検討するために、会合した。」

この会議の背景として、ブラジルがリーダーシップを発揮

今号の内容

史上初の非核地帯加盟国会議

[資料]非核地帯会議宣言文

NPT再検討会議:日本の新聞論調

著名な米科学者ら訴え:

六ヶ所再処理工場運転の無期限延期を!

<追跡>

イラクに派兵された自衛隊

次号は10周年記念号のため増頁となり、
発送が遅れます。どうかご了承ください。

し、ニュージーランドが積極的に支援しながら、1996年以来国連総会決議によって南半球を非核地帯化する決議をあげてきた努力がある。南半球非核化の具体化を模索する中で、この会議が構想された。

NPT再検討会議直前の時期に会議開催が実現したのには、もう一つの背景がある。核軍縮に向かって前進を勝ち取った2000年会議の合意を踏みにじろうとする米国などの核兵器国の意図が伝えられ、その状況に非核地帯内の主要な国々が危機感を抱いたからである。メキシコ会議によって核兵器廃絶を願う国家の意志の結集を図ったと言えるであろう。その趣旨は、採択された決議文に強く反映されている。

トラテロルコはアステカ文明遺跡のある場所であり遺跡に隣接してメキシコ外務省がある。最初の非核兵器地帯条約であるトラテロルコ条約の署名地であり、「第1回非核地帯条約加盟国・署名国会議」はその時と同じ会議場において行われた。

宣言と今後

採択された宣言の抜粋訳を資料として掲載する(2～

3ページ)。宣言の特徴のいくつかを指摘しておきたい。

まず、前文に「非核兵器地帯体制」という表現があることに注目したい。非核兵器地帯を世界を形作る一つの体制ととらえている。個別の非核兵器地帯ではなく、核兵器の軍縮と不拡散を推進する地球的枠組みとして自覚的に表現したものであるとしてその意義を捉えたい。

全体として、核軍縮が進まない現状に対して厳しい批判を行っている。特に、名前こそ出さないがそれと判る形で、米国の政策を批判している。2000年の「明確な約束」への言及(第6節)、新型核兵器、新しいドクトリンへの批判(第7節)、核兵器の国際法違反の確認(第8節)、全核兵器国に対してCTBTへの誓約の継続を求め(第23節)などにそれが現れている。

日本の市民としては、第29節に特に注目する必要がある。日本が使用済み核燃料の再処理をヨーロッパに依頼しているために輸送経路に当たる国々(カリブ、南アメリカ、南太平洋)から、環境と安全面から強い懸念が表明されている。

宣言に関して、もう一つの関心軸は将来の非核地帯間の協力や共同行動に関して、どれだけ合意が形成されたかという点であろう。

4ページへつづく

非核兵器地帯会議の宣言

2005年4月28日

NPTに関する会議の機会をとらえて、非核地帯を確立したトラテロルコ条約(1967)、ラトンガ条約(1995)、バンコク条約(1995)及びペリダバ条約(1996)の加盟国及び署名国、そしてモンゴルが、非核兵器地帯体制を強化し核軍縮と核不拡散に貢献する目的をもって、また、とりわけ、核兵器のない世界という普遍的な目標達成に貢献する協力方法を検討するために、会合した。

核兵器の存在は依然人類の生存に対する脅威であり、核兵器の使用、使用への威嚇に対する唯一の現実的な保証は、核兵器のない世界を実現する手段としての核の完全廃棄であると確信し、

また、軍縮と核不拡散体制が、国際平和と安全保障の維持、強化のために重要な貢献をしていることを確信し、

NPT第6条が、核軍縮を前進させかつそれを達成するという義務を確立したことを想起し、

これまで非核地帯が存在しない地域における新しい非核地帯の設立は、第1回国連軍縮特別総会(SSOD)最終文書の条項と、1999年に国連軍縮委員会(UND

C)の実質会議において採択された原則および指針に従って条約が締結されるべきであることを確認し、

また、いかなる国家グループであれ、世界の核軍縮と不拡散体制の要であるNPT第7条によって、各地域で核兵器撤廃を確実にするために地域的条約を締結する権利があることを確認し、

国際社会は、核兵器の完全廃棄という目的達成のための効果的手段として、地域レベル、国家レベルの平和と安全強化の最優先課題として、世界中に非核地帯を創設するための努力を続けなければならないことを心に銘記し、

多国間主義は、普遍的な核軍縮規範の強化とその適用範囲の拡大を目指す軍縮交渉と核不拡散の努力において、不可逆かつ検証可能な一国的または二国間による措置に対する相互補完的性質のものであるのみならず、最も重要な原理であることを認識し、

世界的な核軍縮という目的達成に向けた積極的ステップとしてトラテロルコ、ラトンガ、バンコク、ペリダバ各条約によって創り出された非核地帯の確立を歓迎し、ま

た、これらの条約の加盟国や調印国が、それらの国々自身の間、条約機関の間、また関心のある国々の中で協力と協議の仕組みを促進することに関心を表明していることを歓迎し、

1. 我々は、核兵器の存続は全人類への脅威であり、核兵器の使用が地球上のすべての生命に破滅的結末をもたらすことを改めて確認する。それ故に我々は、核軍縮という最優先目標に向けて前進し、核兵器の完全廃棄と禁止を達成することが必要であると確信する。

2. 我々は、核兵器の恒久的撤廃と禁止の目標達成のためには、すべての国家、とりわけ核兵器保有国の確固たる政治的意志が不可欠であると確信する。

(3～5節、略)

6. 我々は、2000年のNPT再検討会議においてすべての加盟国が合意した核軍縮措置の実施について、これまでのところ進展が見られないことに深い懸念を表明する。また、すべてのNPT加盟国、特に、核保有国が、すべてのNPT加盟国が誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行ったことを想起しながら、NPT第6条で定められた義務 - 核軍拡競争の早期中止と核軍縮に関する効果的措置や、嚴重かつ効果的な国際管理下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠

意を持って交渉するという義務 - に直ち従うことを要求する。

(14~17節、略)

7. 我々は、核兵器により広範な役割を与え、新型核兵器開発や核兵器開発とともに、合意された原則、特に核軍縮の不可逆性の原則を見直そうとする、使用の新しい合理化を暗に示す、新しい戦略的安全保障ドクトリンを深刻に憂慮する。

8. 我々は、1961年11月24日の国連総会決議1653(XVI)、1978年12月14日の決議33/71B、1979年12月11日の決議34/83G、1980年12月12日の決議35/152D、および1981年12月9日の決議36/92IIにおいて宣言されているように、核兵器の使用あるいは使用の威嚇は国際法および国連憲章に違反し、また人道に対する犯罪であることを改めて確認する。

9. 我々は、厳格で効果的な国際管理のもとで、すべての側面での核軍縮につながるような交渉を誠実に遂行し、かつ完結させる義務があるとの国際司法裁判所の全会一致の結論を強く支持する。

(10節、略)

11. 我々は、核保有国が、非核保有国に対し核兵器の使用または威嚇を行わないとの実効性ある保証を与えることを強く要求する。これに関連し、1995年の国連安保理決議984号の枠組み、および非核地帯条約の関連諸議定書に定められた法的拘束力のある安全の保証において行われた誓約に加え、さらに、非核保有国に安全を保証する普遍的、無条件かつ法的拘束力のある普遍的条約を締結するための措置を継続して講じるよう核保有国に対し強く求める。また、そのような協定が実現するまで、安全の保証についての誓約を守るよう強く求める。このことについて、優先的配慮がなされるべきである。

12. 我々は、核保有国、ならびに核兵器地帯条約の関連議定書に列記されているか言及されているその他の国家のうち、議定書への署名、批准がまだの国に対し、速やかに署名、批准をするよう強く要求する。

13. 我々はまた、非核兵器地帯条約のいくつかの関連議定書にすでに署名または批准している核保有国で、地帯の非核化状況に悪影響を及ぼすような留保や一方的な解釈を伴って署名、批准を行っている場合、それらを修正あるいは撤回することを強く要求する。

18. 我々は、中東での非核地帯設立への支持を改めて表明する。これに関して我々は、中東全体でのNPTの普遍的加盟という目標を実現するため、イスラエルがNPTに加盟し、核施設をすべてIAEAの包括的保障措置の下に置くことの重要性を再確認する。

19. 我々はまた、南アジアでの非核兵器地帯確立への支持を再確認し、インドとパキスタンが非核兵器保有国としてNPTに加盟し、すべての核施設をIAEAの包括的保障措置の下に置くことを強く要求する。さらに両国が、核兵器およびその運搬手段の製造に利用可能な、技術、原料および設備に関する不拡散輸出管理措置を強化することを強く要求する。

20. 我々は、2005年2月の中央アジア5カ国代表によるタンケント声明を歓迎する。その中で当該国は、中央アジアでの非核地帯創立への確固たる誓約を再確認し、すべての国家、特に核兵器国に対し、中央アジア非核地帯条約の履行にあたって加盟5カ国と全面的に協力するよう要求している。

21. 我々は、トラテロルコ、ラロトンガ、バンコク、及びペリンドバ条約に規定された非核兵器地帯を推進するという共通の目的を達成する誓約を再確認する。すなわち、条約加盟国、署名国、条約のオブザーバー国の合同会議のような仕組みや、NPT再検討会議の枠内での体系的な方法でそれらの国家間で署名された協力協定などを通して、我々は、地帯に属する全国家の批准を達成するために協力しあうこと、また同時に、NPT体制強化と核軍縮達成への貢献として関係協定を履行するよう協力しあうこと、を誓約する。

22. 我々は、加盟国によって明確に認められた国際法の関連規則を、非核兵器地帯に含まれる海洋区域に適用することを承認する。

23. 我々は、あらゆる核実験の全廃を求める我々の立場を再確認し、とりわけ核軍縮過程に貢献すべき全核兵器国を含め、包括的核実験禁止条約(CTBT)の普遍的加盟を達成することの重要性を強調する。我々は、CTBTの発効に至るまでのあいだ、核兵器爆発実験あるいはその他の核爆発のモラトリアムを維持することの重要性をとくに強調

する。この条約の目標が完全に実現されるためには、すべての署名国、特に核兵器国の継続的誓約が不可欠であることを繰り返し表明する。

24. 我々は、すべての国家は、平和目的のために、差別なく核エネルギーの研究、生産、利用を進展させる奪いえない権利を有することを、また核施設が不可侵であることを再確認する。さらに、非核兵器地帯が、平和目的の核科学、原子力技術の使用を妨げるものではないことを確認する。それと同時に、平和目的での原子力エネルギー開発を促進し、原子力エネルギーの軍事目的への転用を防ぐことにおける国際原子力機関(IAEA)の技術協力活動の本質的性格を再確認する。この意味で、原子力エネルギーが平和目的にのみ利用されることを検証するIAEAの役割の重要性を強調する。

(25、26節、略)

27. 我々は、非国家主体が核兵器を入手することを防ぐ最も有効な方法は、それらの兵器の完全廃棄にあることを強く信じる。この目的達成のため、各国家がその能力を高めるために、国家、関連地域組織、そして国際機関の間の協力を奨励する。

(28節、略)

29. 我々は、海洋、あるいは他の可航水域によって放射性物質や他の有害廃棄物を輸送することの、深刻な環境と安全上の潜在的リスクについて、深い懸念を改めて確認する。そして、すべての国家、とりわけそれら物質の輸送を行う国家に対し、IAEA 国際海事機関(IMO) その他の国際機関内で採択された誓約の効果的な適用を通して、この輸送に適用できる安全および責任措置に関する国際法規を強化するよう要求する。我々はまた、すべての国家が放射性物質の運搬に関する政府レベルの情報交換を行うことを要求する。また、放射性物質を輸送する国家は、影響を受ける可能性のある国家に対しその懸念に対処するために協力することを要求する。

(30~31節、略)

<http://www.opanal.org/DNU-02931C.pdf#search='CZLAN/CONF/5'>

(訳と強調:ピースデポ)

NPT再検討会議を 日本の3紙は(朝日、毎日、読売) どう報じたか

本年5月2日から27日までニューヨークの国連本部で開催されたNPT再検討会議は、新たな合意を生み出さないままに終了した。日本の報道では、その原因として、アメリカの核軍縮に対する頑な態度とともに、イランの自国の核兵器開発疑惑をそらすためとみられる核不拡散措置の強化への反対、そして、エジプトの議事進行方法に対する異議申立を挙げるものが多い。すなわち、アメリカも悪いが、イランや、エジプトも悪いといった印象を与える記事である。

こうした中で、『毎日』の3回にわたる「核の迷走：NPT再検討会議（5月29日、30日、31日）」という担当記者4名による記事や6月1日付の「記者の目」が、エジプトに好意的な視点を提供しながら、今回のNPT再検討会議の問題点を指摘しているのが目をひいた。すなわち、一方で自国の核兵器開発については一切口を出させないばかりか、イスラエルの核兵器問題に目をつぶり、他方でイラン等に対し核不拡散を言い募るアメリカの態度の問題点を指摘し、エジプトの議題設定における異議申立はこうした点にかかわっていることを明らかにしている。そして、阿部信泰国連事務次長の「各国がもう少しエジプトの主張に耳を傾け、妥協点を探れば良かった」というコメントを紹介していた。

これに対し、『朝日』は、エジプトに対して極めて批判的である。一方で原子力の平和利用を扱う第3主要委員

会が合意に向かっていたのに、エジプトのアブドラジズ国連大使が入ると議事が空転したとし（5月27日）、また、日本政府が審議を遅らせたエジプトを説得したと高く評価している（5月28日）。また、『朝日』は、今回の日本政府のCTBT等をめぐる活動を高く評価している点が特徴的である（5月28日）。

『読売』の記事（5月28日）では、NPTにおける不拡散のための強制措置（例えば、査察拒否や脱退の場合の安保理付託等）の欠如の問題の指摘とともに、日本が六ヶ所村の問題に見られる非核国の中で唯一、ウラン濃縮や再処理が認められている特別扱いが「平和のためのウラン濃縮」というイランの主張を断念させる説得力を弱めた」と指摘している米研究者の発言を引用していたのが目をひいた。

このように、一見似たように見えながら、3紙の間でニュアンスに相違がある。NPTのこれまでの手続である全員合意（コンセンサス）方式の中で、核軍縮に非妥協的なアメリカが一方にあり、他方で、核拡散の危険が存在する中で、何が可能であり、何が成果と見るのかは今後十分に吟味が必要であろう。

法は、誰にでも平等に適用されることに意味がある。「力の支配から、法の支配へ」をいわれるように、法や合意は、本来力の強いものを縛るためにこそある。もし、力の強いものが法に従わないとき、法的枠組そのものが不安定となる。アメリカは、NPTの不安定さを見据えて、原子力供給国グループ（NSG）や、G8、更には大量破壊兵器拡散防止構想（PSI）といったいわば「有志連合」に、力点を移そうとしている。

今何より先求められているのは、力のみを信奉するアメリカを、核兵器全面軍縮（国際司法裁判所勧告的意見）の法的枠組みに戻す努力である。（内藤雅義）

u ☞ 2ページからつづく

宣言は前文において、加盟国や署名国が「関心のある国々の間で協力と協議の仕組みを促進することに関心を表明している」ことを明らかにしている。しかし、その方法についての合意に関して、宣言の文言は極めて慎重である。第21節がそれを表現している。

当然のこととして、会議の参加国が共有している前提は、それぞれが参加している非核地帯条約が掲げている目的の共通性である。それを超える新しい内容を協力すべき目標として盛り込むことは許されないであろう。そのことが、第21節でまず第一に確認されている。その上で、共通の目的として、「条約の批准の推進」とNPT体制強化と核軍縮達成への貢献として関係協定の履行について協力することが謳われている。慎重な言い回しである。

そのための方法として、関係国間の「合同会議のような仕組みやNPT再検討会議の枠内で...署名された協力協定を通して」と書いている。ここでも、この条約国会議が一人歩きすることを警戒する勢力があり、それへの配慮を窺わせる表現になっている。わざわざ「NPTの枠

内」といったり関係国の中にオブザーバー国も含めていることなどがそれである。

しかし、リーダーシップを取る国が登場すれば、十分に効力のある宣言となるであろう。メキシコが、隣国であるアメリカ合衆国を睨みながら会議を受け入れた勇気、また米国に近い大国オーストラリアを抑えつつこまでもってきたニュージーランドを含む南太平洋諸国の勇気、を讃えるべきであろう。

将来に関しては、「5年毎に開かれるNPT再検討会議の直前に、非核地帯が持ち回りでのこの会議を開催しよう」「条約機構内に窓口を作り、非核地帯間の日常的情報交換を強化しよう」など、積極的な発言が相次いだ。NPT再検討会議が決裂したことを受けて「非核地帯条約体制」強化に向かって具体的な動きが始まることを期待したい。

なお、梅林は2日目の「市民社会フォーラム」で東北アジア非核地帯の重要性を訴えたが、その内容は本誌234・5号（6月1日）に掲載した。（梅林宏道）

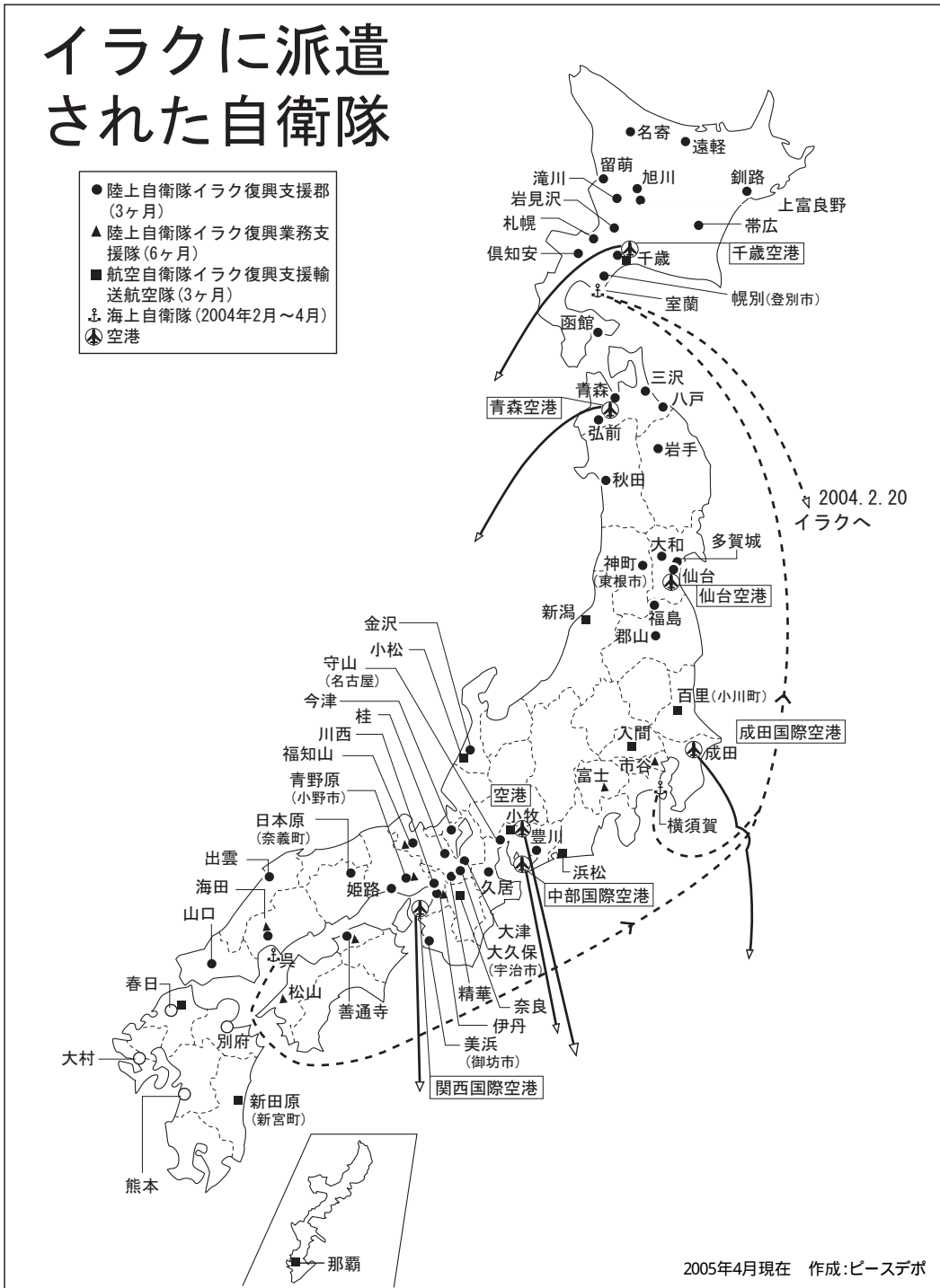
注1 nuclear-weapon-free zone regime

イラクに派遣された自衛隊

2003年7月26日に成立した「イラク人道復興支援特措法」に基づき、イラクへの自衛隊の派遣が始まったのは、航空自衛隊の先遣隊が出発した2003年12月26日である。以来、1年半が経過するが、今も同じ規模で派遣が継続し、少なくとも2005年12月までの派遣が予定されている。このイラク派遣は人道復興支援を建前としているが、戦争終結宣言の後のアメリカ中心の多国籍軍による占

領に対する後方支援であり、戦時下における自衛隊の海外派遣であるという側面は否定できない。

ひとたび法律が動き出すと自動的に派遣が継続していくが、それに逆比例する形で、マスコミも含め人々の関心は希薄になっていく。そこでどのような部隊が、どのように派遣されてきているのかの全体像を追跡した。



イラク派遣の部隊の構成は以下の4つに類型化できる。

- 1) 陸上自衛隊
イラク復興支援群(派遣期間:3ヶ月、第6次まで):500-530人
- 2) 陸上自衛隊
イラク復興業務支援隊(6ヶ月、第3次まで):90~110人
- 3) 航空自衛隊
イラク復興支援輸送航空隊(3ヶ月、第6次まで):200人
- 4) 海上自衛隊
輸送部隊(2004年2月から4月):320人

では、どこの基地・駐屯地から、何人くらい、どのように派遣されているのか。防衛庁は、部隊の構成などの詳細は発表しておらず、公表されている資料からでは、どこか

ら、何人くらい出ているのかについての全体像を把握することはできない。しかし、各地方新聞などマスコミが基地や駐屯地に取材した結果、たとえば、壮行式や激励会が行われたなどの形で、地方版や地方紙に多くの記録が残っている。そこで、各地の新聞記事から拾った情報をまとめ、まず陸海空三自衛隊の派遣実績を時間ごとに追跡した表を作成した。それに基づいて、表に出てくる基地や駐屯地の位置を地図上(5ページ)に示した。従って、人数などは大まかなものである。また派遣された全ての部隊が含まれているという保証はない。反対運動が強いところほど、細かい情報が出てきているように見える。ここから浮かび上がる特徴を列記すると、

陸上自衛隊の「復興支援群」は、北部、東北、中部方面隊がそれぞれ2回の派遣をこなして、順次南に移動

イラクに派遣された自衛隊

*概して出発後3ヶ月であるが、空欄は未確認。

種類	第次	駐屯地	地名	派遣命令	出発	帰国*	人数	集結・出発地	備考
空自	先遣隊	小牧	小牧市	12.20	2003.12.26		40人		2003.12.18実施要項の策定
陸自	第一次復興業務支援隊先遣隊	旭川など各地	旭川市	2004.1.9	1.16		30人	成田から。	90人の内、半数は、当該部隊
	同第2波				不明	8.1	60人		
空自	第一期第1波	小牧中心。他に千歳、三沢、入間、浜松、小松、奈良、春日、那覇。			2004.1.22	4.22	100人		政府専用機でクウェートへ。
	第一期第2波	小牧			2004.1.26	4.23	40人		C-130、3機が出発。
陸自	第一次本隊施設部隊	旭川		2004.1.26	2.3		80人	千歳	
海自	輸送部隊	呉		2004.1.26	2004.2.14	4.8	150人	ともに室蘭で物資を積み込んで20日に出る。	輸送艦「おおすみ」
		横須賀		2004.1.26	2004.2.16	4.8	170人		護衛艦「むらさめ」
陸自	第一次本隊第1波～第3波	旭川が中心。他に名寄、留萌、帯広、遠軽、上富良野、幌別(登別市)、札幌、千歳、釧路からも。			2004.2.21 - 3.21までに3波	5.17	440人		
空自	第二期第1波	小牧 他に入間、百里、小松、浜松、新田原			3.17	6.21		成田	
	第2波	小牧			4.12			小牧	
	第3波	浜松、新田原、新潟			4.16	7.22	72人	政府専用機で小牧基地から。	第一次200人は、100人が既に帰国。残りも、4月中に帰国。
陸自	第二次本隊第1波～3波	真駒内(札幌市)(第11師団)が中心。他に函館、滝川、倶知安、千歳(第七師団)帯広、岩見沢。			2004.5.8 5.16、5.23		460人	政府専用機で千歳からクウェートへ。	帰国は旭川空港。
	第二次復興業務支援隊	(東北方面隊)仙台			6月末		90人		6.23仙台壮行会。
空自	第三期第一波				04.6.11		20人	小牧	C130の機体の交替のため小牧、成田。
	第三期第二波				6.14		83人	成田	

している。情報の多い中部方面隊では、少なくとも約20の駐屯地が関与しており、どこも同様に多くの駐屯地が関与していることが推測される。ちなみに、北部方面隊14、東北方面隊11、中部方面隊20の駐屯地の関与が読みとれる。合計で45になる。なお、8月から予定されている第7次の担当である西部方面隊で主な対象となると見られる九州の駐屯地を で示した。

「復興業務支援隊」は100人不足であるが、半分は市ヶ谷や富士学校など防衛庁直属の部隊で、残り半分は担当する総監部が選抜するようで、かなり広い範囲に及ぶと見られる。

航空自衛隊輸送航空隊は、小牧中心とは言え、全国から選抜している可能性があり、千歳、三沢、入間、浜松、小松、奈良、春日など、上がっているだけでも、10カ所に及んでいる。

海上自衛隊の輸送部隊は、04年2月に一度、室蘭からの大型物資を輸送しており、これは、呉の輸送艦「おお

すみ(150人)横須賀の護衛艦「むらさめ(170人)の計2隻である。

図と表には、使用した空港、港も入れてみた。陸上自衛隊の出発、帰国に利用する空港は、最初だけ千歳の自衛隊基地を使っていたが、第3次の青森空港から民間空港を使用している。有事関連法の成立にあわせて、民間空港の軍事利用の実績づくりが意図されていると見ることができる。

まだ不十分なものであるが、こうして地図に載せてみることで、一つの法律ができることで、いかに多くの基地がそれに関わるようになるかが見えてくる。陸上自衛隊に関しては、今回見落としている地点がまだ相当数ある可能性がある。今後、更にデータを加えることで、より正確なものにして行く予定である。これらの「実績」は、今後、各地で自衛隊が開くイベントなどで「わが駐屯地の国際貢献」として宣伝に利用されていくことが考えられる。(湯浅一郎)

陸自	第三次本隊 第1波	青森(第9師団)中心。 他に岩手(50人)、秋田(4人)、八戸(3人)、弘前、仙台。		7.28	8.8		140人	政府専用機で青森空港から。	青森県出身者が部隊の45%。
	第2波			7.28	8.15		230人	民間機で青森空港から。	
	第3波			7.28	8.23		30人		
空自	第四期本隊 第1波～第3波	小牧、他各地。				15人 85人 ?	小牧		
陸自	第四次本隊 第1波	神町(第6師団)中心。 他に、福島、郡山、多賀城(多賀城市)、大和(宮城県大和町)、仙台の駐屯地からも。		11.5	11.14		230人	民間機で仙台空港から。	
	第2波			11.5	11.20		170人		
	第3波			11.5	11.28		120人		12.9派遣延長の閣議決定。
空自	第五期本隊	小牧など各地。			12.16		15人	小牧	
					12.19		85人	名古屋 政府専用機(浜松も含まれる)	空自800名の内、40%は、東海3県から。
陸自	第三次復興 業務支援隊	幕僚幹部、防衛施設庁、富士学校などから、40人強。中部方面隊から55人。福知山、善通寺、松山、海田など。伊丹、千僧、青野原も。			2005.1.8		110人	成田	
	第五次本隊 第1波 第2波 第3波	守山(名古屋市)(第10師団)中心。他に久居(三重県)、野田(金沢市)、豊川、海田、山口、出雲、善通寺、伊丹、千僧、川西も。	名古屋	05.1.27	05.2.5 2.12 2.19	5.21	200人 200人 100人	小牧	帰国は、第一陣が100人で、空自小牧基地。
空自	第六期本隊	小牧			2005.4.18		79人	中部国際空港から。	浜松からの4人含む。浜松からは、これまで10回にわたり、40人が派兵。
陸自	第六次本隊 第1波 第2波 第3波	伊丹、千僧(第3師団)が大半。他に姫路、川西、青野原(小野市)。福知山、30人。海田(海田町、広島市)、山口、出雲。善通寺。日本原、大久保(宇治市)、桂(京都市)、祝園(精華町)、大津、今津(高島市)。美浜(御坊市)。	伊丹	2005.4.26	5.7 5.14 5.22		200人 200人 100人	関西空港から。	

六ヶ所使用済み燃料再処理工場の運転を無期限に延期することによってNPTを強化しようことへの日本への要請

国際社会は、核兵器に利用できる世界の核分裂性物質 高濃縮ウラン(H₂U)及び分離済みプルトニウムの量の最小化を、優先順位の高いものにすべきである。それは、核軍縮と核不拡散を推進するとともに、テロリストが核兵器を手に入れるのを防ぐことにつながるだろう。しかし、日本は、工業規模の分離済みプルトニウムの製造者として、いくつかの核保有国の仲間入りしようとしている。核不拡散体制がその最大の試練を迎えている時に、日本は、六ヶ所再処理工場の運転開始の現在の計画を進めるべきではない。

「核兵器の不拡散に関する条約(NPT)」の下における公式の核兵器国(米国、ロシア、英国、フランス、中国)は、兵器用のプルトニウム生産を中止しており、H₂Uの生産については、いかなる目的のものも中止している。しかし、フランス、英国、ロシア、及びインドは、大規模な形で、民生用の発電用原子炉の使用済み燃料からプルトニウムを分離し続けている。

この活動の結果、民生用の分離済みプルトニウムの世界の保有量は増え続けており、2003年末現在で235トンに達している。この量の原子炉級プルトニウムがあれば、3万発の核兵器を作ることができる。それぞれが、広島・長崎の原爆と同等の破壊力を持つものとなる。また、いろいろ間違ったことが言われているが、テロリストも、民生用のプルトニウムを使って強力な核兵器 少なくともTNT火薬換算で1000トン(1キロトン)の破壊力を持つものを作ることができる。

ドイツ、ベルギー、スイスを初め、多くの国々が、予見できる将来、使用済み燃料からのプルトニウムの分離を中止することを決めている。分離にもっとも熱心な国の一つだった英国でさえ、数年内に全ての再処理をやめることになりそうである。外国と国内双方で関心が低下してしまったためである。実をいうと、英国の分離プルトニウムの量の増大の危険性を警告する声が、英国内の著名な人々から上がっていた。おそらくもっとも注目に値するのは、1998年に、英国王立協会が、社会的に安定している英国においてさえ、「プルトニウムのストックが、いつか、違法な核兵器製造のために取得されてしまうという可能性が、非常に心配されると警告したこ

とだろう。

日本は、1997年12月1日、日本の核燃料サイクルは余剰プルトニウムを持たないとの原則に基づくと宣言した。しかし、2003年末までに、日本のプルトニウム総保有量は、宣言当時の24.1トンから40.6トンに増えている。核兵器5000発ほどを作るのに十分な量である(現在約5.4トンが日本にあり、残りは、フランスと英国の再処理工場で日本のために保管されている)。

この膨大な量のプルトニウムの存在にもかかわらず、日本の原子力発電業界は、六ヶ所村の新しい使用済み燃料再処理工場の商業運転を2007年に始めようとしている。使用済み燃料を使った試験は、2005年12月に開始予定である。六ヶ所工場は、その設計通りの能力で運転されれば、年に約8トンのプルトニウムを分離することになる。1000発の原爆を作るのに十分な量である。六ヶ所工場が運転されれば、日本の国内のプルトニウム保有量が大幅に増え、日本が宣言した余剰プルトニウムを持たないという目標の達成が何年も延期されることになる。さらに、余剰プルトニウムが大量にあるにもかかわらず六ヶ所を運転すれば、NPTを強化するという日本の約束について深刻な懸念をもたらすことになる。

六ヶ所工場は、核兵器を持っていない国における最初の工業規模再処理工場であるから、その計画通りの運転は、また、他の国々 イランや北朝鮮を含む が再処理施設や濃縮施設を作るのを思いとどまらせるためになされている国際的努力の弊害となる。

日本は、核兵器国「クラブ」に加わらないという素晴らしい賢明さを示して見せた。私たちは、日本が分離済み民生用プルトニウムのストックの過剰をこれ以上増やさないと決定することによって同じようなリーダーシップを示すよう願ってやまない。その意味で、2005年NPT再検討会議開催に際して、私たちは、六ヶ所再処理工場の運転を、さらには、放射性物質を使った施設の試験を無期限に延期するよう日本に要請する。

ピーター・ブラッドフォード(元米国原子力規制委員会(NRC))

ジョージ・パン(スタンフォード大学国際問題研究所顧問教授、核拡散防止条約(NPT)米国代表団法律顧問、元ジュネーブ軍縮会議米国大使)

アシュトン・カーター(ハーバード大学、元国際安全保障政策担当国務次官補、ラルフ・アールII大使(退役)、SALTII条約交渉首席代表)

ステイブ・フェーター(メリーランド大学公共政策教授)

ジェローム・F・フリードマン(マサチューセッツ工科大学 MIT 教授、物理学教授、物理学ノーベル賞受賞者)

リチャード・L・ガーウィン(コロンビア大学客員教授、米国科学賞受賞者、米国科学アカデミー及び米国工学会アカデミー会員)

シェルドン・リー・グラشو(ボストン大学アーサー・G・Bメットキヤフ科学教授、物理学ノーベル賞受賞者)

マービン・L・ゴールドバーガー(カリフォルニア工科大学名誉総長)

ローズ・ゴットミュラー(カーネギー国際平和財団「世界政策プログラム」上級アソシエート、元米国エネルギー省国防核拡散防止担当副次官)

カート・ゴットフリード(コーネル大学物理学名誉教授、「憂慮する科学者同盟(UCS)」理事長)

セリグ・S・ハリソン(ウッドロー・ウィルソン国際学者センター・上級学者)

ジョン・P・ホルドレン(ハーバード大学ケネディ統治学部教授、元米国科学アカデミー国際安全保障・軍備管理委員会議長)

レイモンド・ジャンロズ(カリフォルニア大学パークレー校地球物理学教授)

スパージャン・M・キーニー・Jr(元米国軍備管理軍縮庁副長官)

リオン・レーダーマン(イリノイ工科大学科学教授、物理学ノーベル賞受賞者)

マービン・ミラー(マサチューセッツ工科大学国際問題センター及び核工学部名誉上級科学者)

アルバート・ナラス(サンディア国立研究所名誉所長)

ウィリアム・J・ペリー(スタンフォード大学、元国防長官)

ヘンリー・S・ローウェン(スタンフォード大学ビジネス大学院名誉教授、元国防次官補(1989-1991))

アンドリュース・セラー(ローレンス・バークレー国立研究所名誉所長)

ヘンリー・ソコルスキー(核拡散防止政策教育センター事務局長、国防長官オフィス核拡散防止担当副官)

レナード・S・スペクター(元米国エネルギー省国家核安全保障局軍備管理・核拡散防止担当補佐官)

ジョン・D・スタインブルナー(メリーランド大学公共政策学部公共政策教授、メリーランド大学国際・安全保障問題センター所長)

フランク・フォン・ヒッペル(プリンストン大学公共・国際問題教授)

ステイブ・P・ワインバーガー(ジャック・S・ジョージ・ウェルチ財団科学議長、テキサス・オースチン大学物理学教授、物理学ノーベル賞受賞者)

ハーバート・ヨーク(ローレンス・リバモア国立研究所名誉所長)

(訳:田窪雅文。http://kakujocho.net/npt/ucs_npt.htmlより再録。注は省略した。)



5月5日、核不拡散条約(NPT)再検討会議が開かれているニューヨーク国連で、米NGO「憂慮する科学者同盟(UCS)」が、六ヶ所村の使用済み核燃料再処理施設の操業を断念するよう日本政府に求める声明を発表した。年内にも試運転を開始しようとしている六ヶ所村再処理工場は、一旦操業すれば核兵器1000発分に相当する年間8トンのプルトニウム生産を可能にするものであり、NPT体制を脅かすものにほかならない、と声明は警告する(本誌233号参照)。

署名者として、数名のノーベル賞受賞科学者、ベリー元米国国防総省長官、ブラッドフォード元原子力政策委員会委員など、著名な科学者・元政府高官ら27人が名前を連ねている。そのなかには、米国の核兵器研究を行っているサンディアおよびローレンス・リバモア国立研究所の元所長の名前もある。この声明の全訳を8ページに掲載する。なお、核燃料サイクルの制限に関連する参考資料1、参考資料2も掲載した。

参考資料1

エルバラダイの7項目提案

IAEAスタッフ・レポート(2005年2月2日)より抜粋

1. ウラン濃縮及びプルトニウム分離のための新たな施設建設の5年間停止。
「核不拡散を起こしやすいこれらの施設を新しく建設しなければならない必要性はない。原子力産業は、すでに原子力発電所や研究施設用の燃料を供給するのに十分である以上の能力を持っている」とエルバラダイ博士は言った。
2. 高濃縮ウランで運転する研究用原子炉を低濃縮ウランを使用するよう転換する努力を促進し、すべての原子力の平和的応用に高濃縮ウランが不必要になるよう技術研究に拍車をかける。
3. 「追加議定書」をNPT遵守を検証するための規範として確立する。これによってIAEA査察官は物理的構造や核プログラムに関する情報へとアクセスを拡大することになる。
4. 国連安保理に対して、いかなる国家がNPTから脱退する場合にも、すばやく決然と行動するよう要求する。
5. 核物質や核技術の不法取引を追跡し告訴するため、すべての国家に対して、最近の安保理決議1540に基づいて

て行動するよう要求する。

6. NPT加盟の5核兵器国に対して、核軍縮の「明確な誓約」の履行を加速させることを要請する。「核兵器計画に用いられる核分裂物質の生産を不可逆的に禁止する条約の交渉は、そのための歓迎すべき第一歩になるであろう」とエルバラダイ博士は言った。
7. 中東及び朝鮮半島のような地域に見られるように、長年続く緊張状態の不安定さが拡散を生じさせることを認識し、現在の安全保障の欠陥を解決する対策を講じ、必要な場合には、安全の保証を供与する。
(訳:花房加奈、ピースデポ)

参考資料2

「核燃料サイクルへの多国間アプローチ:IAEA事務局長に提出された専門家グループの報告」

(INFCIRC/640、2005年2月22日)からの抜粋

- 提案された5つのアプローチ
世界における核燃料の供給とサービスを保証しながら、民生核燃料サイクルに伴う核不拡散の保証を高めるとい目的は、次のような一組の多国間アプローチを段階的に導入することによって達成できると考えられる。
1. 既存の商業的市場メカニズムを、政府が後押しをする長期契約や透明な供給者制度を通して、ケース・バイ・ケースに強化する。たとえば、核燃料のリース(使用後の)引き取り契約、使用済み燃料の貯蔵・処分は、NPT加盟の非核兵器国、核兵器国、さらにNPT非加盟国の参加を求める。
 2. IAEAが参加する国際供給保証制度を開発し、実施する。この際、さまざまなモデルを研究すべきである。とりわけ、IAEAが供給サービスの保証者となる、つまり核燃料バンクの管理者となることに関して、さまざまなモデルの研究が必要である。
 3. 既存の施設を多国間アプローチに自発的に転換することを推進し、それを信頼醸成措置として追求する。それに

4. 自発的な協定や契約によって、ウラン濃縮、燃料再処理、使用燃料の処分・貯蔵 また、それらの組み合わせなど入口と出口の核施設について、共有や受益権や共同経営などに基づく、多国間アプローチ、とりわけ地域的な多国間アプローチの新施設を創設する。
5. 世界中に原子力エネルギーがいつそう拡大するならば、より強力な - 地域的あるいは大陸的な - 多国間体制をもった核燃料サイクルの発展と、IAEAや国際社会を巻き込んだより広範な協力が求められるであろう。
(訳:ピースデポ)

NPTとこれから 核兵器廃絶への道をさぐる

日時:7月16日(土)13:00~16:00
会場:渋谷区勤労福祉会館(2階大会議室)
渋谷区神南1-19-8 TEL:03-3462-2511
参加資料代:1000円



報告:

小西悟氏「NPT再検討会議を検証する」
(日本被団協事務局次長)
スティーブ・リーパー氏(予定)「ビジョン2020の今後」
(グローバルピースメーカーズ・アソシエーション)
梅林宏道氏「さまざまな可能性」
(NPO法人ピースデポ代表)

参加者間での討論:

NPT再検討会議の振り返り
今後の課題・取り組み

主催:核兵器市民連絡会
(連絡先)045-563-5101(ピースデポ)
office@peacedepot.org

日誌

2005.6.6~6.20

作成:中村桂子、林公則

IAEA=国際原子力機関 / MD=ミサイル防衛 / MDA=ミサイル防衛局 / SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル / WP=ワシントン・ポスト

6月7日付 米紙WP、11月末に任期切れを迎えるエルバラダイIAEA事務局長の3選について、米政府が反対取り下げを決定したと報道。

6月8日 北朝鮮の金柱寛外務次官、米TVとのインタビューで、「米国の攻撃に対抗しうる核兵器を保有している」と発言。

6月8日 大野防衛庁長官、オベリングMDA長官と会談。日米共同技術研究の迎撃ミサイルについて、06年度から共同開発に入る方針を確認。

6月13日 IAEA定例理事会、エルバラダイ事務局長の3選を全会一致で決定。

6月14日 北朝鮮が5月末まで訪朝していた米専門家に対し、黒鉛減速炉2基の建設工事を再開したと説明していたことが明らかに。

6月14日 衆院本会議、MDの法的枠組みを整備する自衛隊法改正案を賛成多数で可決。

6月15日 IAEA、グルジアへの核関連の調査団派遣を表明。同国内での紛争が懸念されている兵器級核物質の行方の追跡が目的とされる。

6月15日付 イランが当初93年までとしていた同国のプルトニウム抽出実験の時期を98年とIAEAに修正申告していたと判明。AP通信。

6月16日 バーンズ米国務次官、国連安保理の拡大問題に関し、常任理事国は日本を含めた2カ国程度を支持するとの方針を表明。

6月16日 IAEA理事会、各国の演説内容をまとめる形で北朝鮮に即時、無条件での6カ国協議復帰を求める議長要約を発表。

6月17日付 原爆投下1ヶ月後の長崎を取材した故ジョージ・ウェラー記者の未公表の原稿と写真が60年ぶりに見つかる。毎日新聞。

6月17日 IAEA定例理事会、保障措置強化を検討する「保障措置検証委員会」の理事会内設置を全会一致で決定し閉幕。

6月17日 鄭東泳・韓国統一相、米国が「相手」として認めるならば北朝鮮は6カ国協議に復帰可能との金正日総書記の発言を明らかに。

6月17日 米海軍横須賀基地、イージス艦「スティーザム」就役。同基地のイージス艦は6隻目。

6月17日付 中国が新型のSLBMの発射実験を実施していたことが明らかに。青島沖の原潜から発射され、中国国内の砂漠地帯に着弾。

6月19日 MD関連の日米共同開発で、米側が11年度までに総額583億円の開発予算を見込

み、日本にも同等の資金負担を要求したと判明。
6月20日 ソウルで日韓首脳会談。靖国参拝などをめぐり議論するも合意には至らず。6カ国協議の早期再開に向けた日米韓の連携を確認。

沖縄

6月6日 米軍戦闘救難ヘリク米島町不時着事件で、在沖米四軍調整官が県議会の抗議・要請行動に対し面会拒否していたことが判明。

6月6日 本土復帰から2003年度までで約1400トンの不発弾が最終処分されたことが判明。県の推定では地中になお2500トンの不発弾。

6月9日付 在日米軍再編協議で、キャンプ・キンザー返還案に対し、米側が強く難色を示していることが8日までに判明。

6月9日 沖縄市議会が米軍再編に伴う普天間飛行場のヘリ部隊の嘉手納飛行場への統合に反対する要請決議案を全会一致で可決。

6月9日 新嘉手納爆音訴訟原告団らが外務省と防衛施設庁を訪ね、普天間飛行場ヘリ部隊の嘉手納統合反対などを要請。

6月9日 那覇防衛施設局が米軍牧港補給地区の一部についての強制使用手続きを開始。

6月9日 名護市辺野古沖で米海兵隊の水陸両用車が沈没。

6月10日 辺野古沖で沈没した水陸両用車から油が漏れだして周囲の海面に広がっていることが判明。

6月14日 嘉手納ラプコンのレーダーがシステム一時中断。那覇空港12便欠航、1万人に影響。

6月15日 米海軍の水陸両用車沈没事故に対して、県漁連と県漁協が那覇防衛施設局らに抗議し、油漏れ対策、車両の回収、漁業被害への補償を要請。

6月16日 宜野湾市の伊波洋一市長が米国内の基地統廃合で閉鎖・再編案に挙げた基地のある州選出の連邦議員に普天間基地の受入を勧める文書を郵送。

6月16日 米海軍の水陸両用車沈没事故で、環境調査の容認を求めて県が在沖海兵隊に文書で打診。

今号の略語

CTBT = 包括的核実験禁止条約
IAEA = 国際原子力機関
MD = ミサイル防衛
NSG = 原子力供給国グループ
NPT = 核不拡散条約
PSI = 拡散防止構想

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりますが、詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦 <tanaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 丸茂明美 <marumo@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、丸茂明美(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、田窪雅文、津留佐和子、内藤雅義、中村和子、林公則、湯浅一郎、梅林宏道